

国家戦略特区等提案様式

①提案主体の氏名 又は団体名 (必須)	③提案名 (必須)	⑤具体的な事業の実施内容 (必須)	⑥「⑤」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果 (必須)	⑦「⑤」の事業の実施を不 可能又は困難とさせている 規制等の内容 (必須)	⑧「⑦」の規制等の根拠法令等 (必須)	⑨「⑦」及び「⑧」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容 (必須)
和気町、 株式会社Future Dimension Drone Institute(株式会社レイ ヤーズ・コンサルティング 100%子会社)  (協力企業・組合) -株式会社NTTドコモ -株式会社SUBARU -株式会社ファミリーマート -美作東備森林組合 -株式会社小松製作所	中山間地 域・(離島) の特性およ び河川上空 空間を活か した大型ド ローンによ る輸送改 革・地方創 生モデル実 証特区～人 手不足対応 型社会イン フラの構築 ～	<p>■過疎地域(和気町北部(佐伯))・(離島)における大型ドローンを活用した平時・災害時での物資配送、及び害獣駆除の手法確立・事業の実証・展開</p> <p>①過疎地域・(離島)における医者不足に対応した、訪問医療・往診の効率化を実現する遠隔診療+薬剤の服薬指導・配達・授与                      -ICTを活用した遠隔医療の提供～大型ドローンによる医薬品の高速配達を実施</p> <p>②買い物弱者の救済のための効率的な買い物(水・米等の生活必需品)の手法確立・事業の実証</p> <p>③災害時での『早く、うまく(正確に)、安く(効率的に)』に対応する仕組みの構築                      -災害時の交通インフラ分断による孤立集落への緊急支援物資配送の実証を通じた手法の確立</p> <p>④農場・農産物被害を防止する遠隔害獣対策の実証</p> <p>■コンビニ・流通・ECの大型ドローン配送事業の実証・展開                      -人手不足時代に対応した新たな収益源を確保する新サービス提供モデル</p> <p>①コンビニ・流通・ECのドローン宅配事業の実証展開                      -大手企業(コンビニ・流通・EC)を巻き込んだ、商品の販売～大型ドローンを活用した輸送～受取時の個人認証までのシステム・実施検証環境の構築                      -実行継続・提供エリア拡大に向け、ビジネスエコシステムのプレ構築                      -システム・実証環境構築後、ビジネスとしての収益性・実行継続性の検証                      -(将来的には、地域と空港を大型ドローンで結ぶ大量・高速輸送手法の確立も見込む)</p>	<p>◆3つの事業による共通効果                      ・古来から移動・物流で活用されてきた「吉井川の河川上空の空間」を新たに物流ルートとして利用し、エンドユーザへの直接配送だけに留まらず、道路を利用した基幹物流手段(林業資材とコンビニ荷物の混載輸送も含む)の一部代替としても活用することで、道路を使った配送と比較して、自動車の自動走行よりも「渋滞の回避による定刻配送」や「無人化・省力化による人手不足解消」が早く進められる</p> <p>・150kgを超える大型ドローンを活用した社会課題への取り組み事例は世界的にも先端的取り組みであり、国内外に広くアピールできる</p> <p>・過疎エリアや離島エリアのモデルケースとして『物資配送モデル』『医薬品の遠隔処方配送モデル』を先端的に構築可能</p> <p>・「ドローンのまち」としてのブランド確立・雇用創出による若者流入の促進</p> <p>◆各事業別効果</p> <p>①                      -過疎地域・(離島)での医師の業務負荷軽減                      -住民の病院・薬局への通院負荷の軽減                      -医薬品の授与まで含めた医療のリモートサービス体制構築                      -新サービスの開発が可能 (ex.医療器具高速搬送サービス)</p> <p>②                      -買い物弱者に対する買い物利便性の向上。和気町における買い物支援予算額320万円/年→将来的には0円</p> <p>③                      -被災時の緊急支援物資配送スピード・品質・効率性の向上</p> <p>④                      -過疎地における害獣被害の減少                      -効率的な遠隔害獣対策体制の構築。和気町における予算額約2,400万円/年→60%(1,440万円/年)の削減を目標</p> <p>①                      -コンビニ・流通・ECによる、人手不足時代に対応した新サービスの実現                      -コンビニ・流通・ECの既存サービスの効率化(コストダウン・省人化対応)</p>	<p>・航空機用機器の製造等の事業活動の許可制度</p> <p>薬剤の販売・授与に際し、対面での薬学的検知の指導が必要</p> <p>・要指導医薬品は、店舗による販売又は授与以外はできない。</p> <p>・150kg以上の大型ドローンの飛行に関する規制</p> <p>・目視による常時監視が必要</p> <p>・人(第三者)又は物件(第三者の建物、自動車など)との間に30m以上の距離を保って飛行させることが必要</p> <p>・火薬類、高圧ガス、引火性液体等の危険物の輸送ができない</p>	<p>・航空機製造事業法施行令第1条                      (総重量(燃料等含む)が150kg以上の無人航空機は、航空機製造事業法上の「航空機」として同法の規制対象となる)</p> <p>改正薬事法第九条の三                      (調剤された薬剤に関する情報提供及び指導等)</p> <p>・医薬品医療機器等法第37条</p> <p>・医薬品医療機器等法第36条の6</p> <p>・医薬品医療機器等法第37条</p> <p>・無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領(国空航第11612号、国空機第9879号。以下、「審査要領」。)2-1-(3)及び2-2-1(無人航空機特定のための記載事項)                      ・審査要領4-1-2(25kg以上の無人航空機に関する安全基準)                      ・審査要領5-2-(3)、5-5-(3)、5-6-(3)及び航空法施行規則附属書第1記載の耐空性能審査の省略・緩和                      (耐空性能基準)</p> <p>・改正航空法第132条                      ・改正航空法第132条の2                      ・審査要領2-2-2(法132の2で定められた方法以外の飛行)                      ・審査要領4-1-2、同5(25kg以上の無人航空機に関する安全基準)</p> <p>・改正航空法第132条                      ・改正航空法第132条の2                      ・審査要領4-1-2                      ・審査要領5-5-(3)及び航空法施行規則附属書第1(耐空性能基準)</p> <p>・改正航空法第132条                      ・改正航空法第132条の2                      ・審査要領2-2-1、2-2-2                      ・審査要領5-7</p>	<p>・航空機製造事業法施行令第1条の150kg要件を緩和する(例:「250kg以上」に緩和)</p> <p>対面での薬学的知見に基づく情報提供・指導を緩和し、非対面(テレビ会議等)での遠隔情報提供・指導により可能とする。</p> <p>・要指導医薬品の店頭以外での販売・授与を可能とする。</p> <p>・対面以外での遠隔服薬指導の方法を可能とする。</p> <p>・要指導医薬品の店頭以外での販売・授与を可能とする。</p> <p>・審査要領2-1-(3)及び2-2-1の省略・緩和                      →機体製造番号が変わっても同一製造者・同一実証事業等であれば包括申請を可能とする(包括申請範囲の拡大)                      ・審査要領4-1-2の安全基準審査の省略・緩和                      ・審査要領5-2-(3)、5-5-(3)、5-6-(3)及び航空法施行規則附属書第1記載の耐空性能審査の省略・緩和                      →航空法11条但書(試験飛行等に関する但書)の趣旨に鑑み、性能基準を緩和する</p> <p>・目視外飛行審査の省略・緩和(25kg以上の無人航空機含む)</p> <p>・人(第三者)又は物件(第三者の建物、自動車など)との距離が30m以内でもドローンの飛行が可能                      ・審査要領4-1-2の安全基準審査の省略・緩和                      ・審査要領5-2-(3)、5-5-(3)、5-6-(3)及び航空法施行規則附属書第1記載の耐空性能審査の省略・緩和                      →航空法11条但書(試験飛行等に関する但書)の趣旨に鑑み、性能基準を緩和する</p> <p>・火薬類、高圧ガス、引火性液体等の危険物の輸送審査の省略・緩和</p>

①提案主体の氏名 又は団体名 (必須)	③提案名 (必須)	⑤具体的な事業の実施内容 (必須)	⑥「⑤」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果 (必須)	⑦「⑤」の事業の実施を不 可能又は困難とさせている 規制等の内容 (必須)	⑧「⑦」の規制等の根拠法令等 (必須)	⑨「⑦」及び「⑧」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容 (必須)
和気町、 株式会社Future Dimension Drone Institute(株式会社レイ ヤーズ・コンサルティング 100%子会社)  (協力企業・組合) -株式会社NTTドコモ -株式会社SUBARU -株式会社ファミリーマート -美作東備森林組合 -株式会社小松製作所	中山間地 域・(離島) の特性およ び河川上空 空間を活か した大型ド ローンによ る輸送改 革・地方創 生モデル実 証特区～人 手不足対応 型社会イン フラの構築 ～	<p><b>■木造木質建築活用によるまちづくりに貢献する川上から川下までの森林グランドサイクルの構築</b></p> <p>-林業における後継者問題・人手不足を解決する省人化・効率化されたスマート林業ソリューションの実証・展開</p> <p>① -原木の生育状況を見える化し、選木・ナビゲートまでを提供する実証 -ドローン等を用いた原木育成状況のデータ取得により、地域全体の原木を一括管理する森林DBの作成・事業活用の実証・展開 -大型ドローンを活用した林業資材の輸送による作業効率化の実証 -木造建築のバリューチェーン全体(山元～製材事業者～建設事業者)を一気通貫で結ぶクラウド管理、需要と供給の調整の実証</p>	<p>① -効率的な林業実施支援による人手不足の解消(約30%の効率化) -高品質な木材を効率的・安定的に供給できる体制を作ることによる「従来型の林業」から「稼げる林業」への産業構造の改革を行い、地方創生に寄与 -国産木材の安定・提供体制構築による日本の木材自給率向上 -循環型資源である木材の社会的活用用途の拡大(ex.大規模ビルの木造化)</p>	<p>・無人航空機から物を投下しない</p> <p>・有効な耐空証明を受けているものでなければ、航空の用に供してはならない(耐空証明の獲得に1～3ヶ月必要)</p> <p>・引火性液体を航空機を使用して運送してはならない</p> <p>・2.4GHz帯及び5.7GHzでの飛行しかできないため、送受信の距離の限界や一般家庭の電波干渉などが生じる。</p> <p>・土地の所有権は、法令の制限内において、その土地の上下に及び →土地所有権者の土地上空を許可なく飛行できない</p> <p>・道路をなぞる飛行航路でのドローンの飛行は道路使用許可が必要</p>	<p>・改正航空法第132条 ・改正航空法第132条の2 ・審査要領2-2-1、2-2-2 ・審査要領5-8</p> <p>・(航空法第11条) ・審査要領5-2-(3)、5-5-(3)、5-6-(3)及び航空法施行規則附属書第1(耐空性能基準)</p> <p>・航空法施行規則194条第1項</p> <p>・電波法第26条</p> <p>(困難とは思いますが) ・民法第207条 ・航空法第81条、航空法施行規則第174条</p> <p>・道路交通法第77条1項</p>	<p>・無人航空機からの物件投下審査の省略・緩和</p> <p>・(有効な耐空証明を受けているドローンの調整・細部の変更をした場合は、重ねて耐空証明の取得を必要としない) ・審査要領5-2-(3)、5-5-(3)、5-6-(3)及び航空法施行規則附属書第1記載の耐空性能審査の省略・緩和 →航空法11条但書(試験飛行等に関する但書)の趣旨に鑑み、性能基準を緩和する</p> <p>・引火性液体を無人航空機を使用して運送することが可能</p> <p>・業務用の無人航空機専用の周波数帯域を割り振る。</p> <p>・ドローンに公共性を付与する(私権は公共の福祉に適合しなければならない。民法第1条) ・民法第207条「法令の制限内」の「法令」には航空法も該当するが、航空法上は「最も高い障害物(建物等)の上端から300mの高度」以上が私権が制限を受ける範囲としているが、当該最低安全高度を緩和する(例:上端から50m)</p> <p>・道路をなぞる飛行航路でのドローンの飛行の包括的な申請が可能</p> <p>上記の⑧項目について、 関連実証実験申請のワンストップセンター化による迅速化</p> <p>例: ・審査要領2-1-(3)及び2-2-1の省略・緩和 →機体製造番号が変わっても同一製造者・同一実証事業等であれば包括申請を可能とする(包括申請範囲の拡大) ・火薬類、高圧ガス、引火性液体等の危険物の輸送審査の省略・緩和 ・無人航空機からの物件投下審査の省略・緩和</p>